

刊行者：海上保安庁

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
879	1343.04	柳都大橋橋梁灯 (L2 灯) Ryuto 37 55.4N Iso G 4s 139 03.3E 等明暗緑光 明 2 秒暗 2 秒	8		5	補正 明弧 308° ～128° 照射灯を橋脚下部に設置し、橋脚を照射 本灯は、柳都大橋橋梁灯 (R2 灯) と同期点滅
880	3116.3	一切港第2 防波堤灯台 Issai Ko 32 47.1N Fl R 3s <u>132 38.5E</u> 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光	8		5 赤塔形 4.7	変更
881	4510.5	生名橋橋梁灯 (L1 灯) Ikina 34 15.5N Iso G 4s 133 11.2E 等明暗緑光 明 2 秒暗 2 秒	26		5	補正 明弧 300° ～120° 本灯は、 <u>生名橋橋梁灯 (R1 灯)</u> と同期点滅
882	4510.51	生名橋橋梁灯 (L2 灯) Ikina 34 15.5N Iso G 4s 133 11.2E 等明暗緑光 明 2 秒暗 2 秒	26		5	補正 明弧 120° ～300° 本灯は、 <u>生名橋橋梁灯 (R2 灯)</u> と同期点滅
883	4510.52	生名橋橋梁灯 (R1 灯) Ikina 34 15.4N Iso R 4s 133 11.3E 等明暗赤光 明 2 秒暗 2 秒	26		5	補正 明弧 300° ～120° 本灯は、 <u>生名橋橋梁灯 (L1 灯)</u> と同期点滅
884	4510.53	生名橋橋梁灯 (R2 灯) Ikina 34 15.4N Iso R 4s 133 11.3E 等明暗赤光 明 2 秒暗 2 秒	26		5	補正 明弧 120° ～300° 本灯は、 <u>生名橋橋梁灯 (L2 灯)</u> と同期点滅
885	4510.54	生名橋橋梁灯 (P1 灯) Ikina 34 15.5N Fl Y 4s 133 11.2E 単閃黄光 毎 4 秒に 1 閃光	5		4	補正 明弧 300° ～120° 本灯は、 <u>生名橋橋梁灯 (P3 灯)</u> と同期点滅
886	4510.55	生名橋橋梁灯 (P2 灯) Ikina 34 15.5N Fl Y 4s 133 11.2E 単閃黄光 毎 4 秒に 1 閃光	5		4	補正 明弧 120° ～300° 本灯は、 <u>生名橋橋梁灯 (P4 灯)</u> と同期点滅
887	4510.56	生名橋橋梁灯 (P3 灯) Ikina 34 15.4N Fl Y 4s 133 11.3E 単閃黄光 毎 4 秒に 1 閃光	5		4	補正 明弧 300° ～120° 本灯は、 <u>生名橋橋梁灯 (P1 灯)</u> と同期点滅
888	4510.57	生名橋橋梁灯 (P4 灯) Ikina 34 15.4N Fl Y 4s 133 11.3E 単閃黄光 毎 4 秒に 1 閃光	5		4	補正 明弧 120° ～300° 本灯は、 <u>生名橋橋梁灯 (P2 灯)</u> と同期点滅
889	5488	若松航路第 1 号灯浮標 Wakamatsu 33 56.0N Fl (2) G 6s 130 51.5E 群閃緑光 毎 6 秒に 2 閃光			4 緑色円筒形頭標 1 個付 緑やぐら形	補正 本灯は、 <u>若松航路第 2 号灯浮標</u> 、若松航路第 3～8 号灯標と同期点滅
890	5489	若松航路第 2 号灯浮標 Wakamatsu 33 56.1N Fl (2) R 6s 130 51.4E 群閃赤光 毎 6 秒に 2 閃光			4 赤色円すい形頭標 1 個付 赤やぐら形	補正 本灯は、 <u>若松航路第 1 号灯浮標</u> 、若松航路第 3～8 号灯標と同期点滅
891	5490	若松航路第 3 号灯標 Wakamatsu 33 55.9N Fl G 3s 130 50.9E 単閃緑光 毎 3 秒に 1 閃光	8		4 緑色円筒形頭標 1 個付 緑柱形	補正 本灯は、 <u>若松航路第 1、2 号灯浮標</u> 、若松航路第 4～8 号灯標と同期点滅 レーダ反射器付
892	5491	若松航路第 4 号灯標 Wakamatsu 33 56.0N Fl R 3s 130 50.9E 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光	8		4 赤色円すい形頭標 1 個付 赤柱形	補正 本灯は、 <u>若松航路第 1、2 号灯浮標</u> 、若松航路第 3、5～8 号灯標と同期点滅 レーダ反射器付
893	5492	若松航路第 5 号灯標 Wakamatsu 33 55.8N Fl G 3s 130 50.3E 単閃緑光 毎 3 秒に 1 閃光	8		4 緑色円筒形頭標 1 個付 緑柱形	補正 本灯は、 <u>若松航路第 1、2 号灯浮標</u> 、若松航路第 3、4、6～8 号灯標と同期点滅 レーダ反射器付
894	5493	若松航路第 6 号灯標 Wakamatsu 33 55.9N Fl R 3s 130 50.2E 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光	8		4 赤色円すい形頭標 1 個付 赤柱形	補正 本灯は、 <u>若松航路第 1、2 号灯浮標</u> 、若松航路第 3～5、7、8 号灯標と同期点滅 レーダ反射器付
895	5494	若松航路第 7 号灯標 Wakamatsu 33 55.6N Fl G 3s 130 49.7E 単閃緑光 毎 3 秒に 1 閃光	8		4 緑色円筒形頭標 1 個付 緑柱形	補正 本灯は、 <u>若松航路第 1、2 号灯浮標</u> 、若松航路第 3～6、8 号灯標と同期点滅 レーダ反射器付

索引番号	航路標識番号	名称・位置・灯質	灯高	光達距離	構造・高さ	備考
896	5495	若松航路第 8 号灯標 Wakamatsu 33 55. 7N Fl R 3s 130 49. 6E 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光	8		4 赤色円すい形頭標 1 個 付赤柱形	補正 本灯は、 <u>若松航路第 1、2 号灯浮標</u> 、若松航路第 3～7 号灯標と同期点滅レーダ反射器付
897	5527. 36	関門航路第 36 号灯浮標 Kanmon 33 58. 4N Fl R 3s 131 00. 3E 単閃赤光 毎 3 秒に 1 閃光			5 赤色円すい形頭標 1 個 付赤やぐら形	変更 本灯は、 <u>関門航路第 1、3、5～16、18、19、21～27、29～33、35、37、39、40 号灯浮標</u> と同期点滅
898	5527. 4	関門航路第 40 号灯浮標 Kanmon 33 57. 8N Fl (2) R 6s 131 01. 7E 群閃赤光 毎 6 秒に 2 閃光			5 赤色円すい形頭標 1 個 付赤やぐら形	補正 本灯は、 <u>関門航路第 1、3、5～16、18、19、21～26、29～33、35～37、39 号灯浮標</u> と同期点滅
899	6205	馬ノ頭鼻灯台 Umanokashirahana 33 28. 4N Fl W 5s 129 29. 9E 単閃白光 毎 5 秒に 1 閃光	<u>45</u>		3 白塔形 9	変更

船舶通航信号所(海上交通センター)

索引番号	航路標識番号	海岸区名	名称	位 置	呼出名称
900	8402	本州南岸	伊良湖岬 Iragomisaki	34 34. 8N 137 01. 0E	いせわんマーチス

1 情報の提供

(1) 船舶を特定せずに行われる情報の提供(以下「一般情報の提供」という。)

ア 方法 インターネット・ホームページ又は船舶自動識別装置

イ 内容

(ア) インターネット・ホームページによる場合

- a 長さ 130m 以上の船舶及び物件えい航船等(海交法第 22 条第 4 号に規定する船舶をいう。)の航路入航予定時刻、船名、総トン数等
- b 航路における管制信号(海交法規則第 8 条第 2 項の表に掲げる信号をいう。)の現状及び予告
- c 航路における船舶の交通の制限の状況
- d 大山三角点(北緯 34° 36′ 7″ 東経 137° 8′ 47″)から石鏡灯台(北緯 34° 26′ 40″ 東経 136° 55′ 25″)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(以下「伊勢湾海域」という。)及び大山三角点から石鏡灯台まで引いた線、大王埼灯台 (北緯 34° 16′ 34″ 東経 136° 53′ 58″)から 90° 4 万 1 千 m の地点まで引いた線、同地点から 0° に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域(以下「遠州灘海域」という。)を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
- e 伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域において錨泊している船舶の状況
- f 伊勢湾海域及び遠州灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況
- g 伊勢湾海域及び遠州灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
- h 伊良湖岬及び舞阪における風向及び風速並びに大王埼における風向、風速、気圧及び波高
- i 伊勢湾海域、遠州灘海域及びその周辺海域に係る気象及び海象についての警報又は注意報の発表の状況
- j その他船舶の航行の安全上必要な事項

(イ) 船舶自動識別装置による場合

- a (ア) (a,b,e 及び h を除く。)に掲げる事項
- b 大王埼における風向、風速、気圧及び波高、潮岬及び石廊岬における風向、風速及び気圧並びに桃頭島、伊良湖岬、舞阪及び御前岬及び八丈島における風向及び風速

ウ 変更なし

(2) 変更なし

2～3 変更なし

4 (1) ～ (5) 変更なし

(6) 1 (1) イ (イ) b に掲げる事項に関する情報の提供は、船舶の進路方向を踏まえた地点に係る情報に限りして行われること。

4 (7) ～ (1 1) 変更なし

5 1～3 項に規定する方法の詳細、使用言語及び実施時期については、下表のとおり。

方 法	方法の詳細	使用言語	実施時期
VHF 無線電話	変更なし	変更なし	変更なし
船舶自動識別装置	変更なし	変更なし	変更なし
電 話	変更なし	変更なし	変更なし
インターネット・ホームページ	変更なし	変更なし	変更なし